官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○電気工事業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業五六）　二
〔法規的告示〕
○政治資金規正法の規定により、政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となった旨を公表する件（総務二六七）　二
○租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等の一部を改正する件（厚生労働二一三）　二
○租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第五項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等の一部を改正する件（厚生労働二一三）　二
○労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第一条の四第九項の規定に基づき同条第八項に規定する控除額を定める件（同二一六）　三
〔その他告示〕
○一般社団法人日本セキュリティ協会から代表者の氏名の変更の届出があった件（国家公安委二六）　三
○競売買の方法以外の方法による有価証券の売買等を定める件を廃止する件（金融庁八二）　三
○金融商品取引法施行令第六条の二第二項の規定に基づき、電子情報処理組織を指定する件の一部を改正する件（同八三）　三
○金融商品取引法施行令第六条の二第二項第三号の規定に基づき、金融庁長官が指定する外国金融商品市場を定める件の一部を改正する件（同八四）　三
○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示（デジタル庁九）　四
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示（デジタル庁・総務二三）　四
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示（同二四）　四
○千九百六十五年の国際海上交通の簡易化に関する条約の附属書の改正に関する件（外務二八一）　六
○農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第十五条第一項、第十六条第一項及び第十七条第一項の主務大臣が定める輸出先国を定める件の一部を改正する件（財務・厚生労働・農林水産一）　六
○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第四条第一項の規定に基づき、同項第四号に該当するものであると判定した新規化学物質として厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が公示する化学物質の名称の一部を改正した件（厚生労働・経済産業・環境六）　七
○高速自動車国道に関する件（国土交通七七二）　七
○船員となろうとする者に関して、国土交通大臣が定める就職促進手当等の算定方法を定める件（同七七三～七七六）　七
○船員となろうとする者に関して就職促進手当の日額の算定に当たり、国土交通大臣が収入の一日分に相当する額から控除する額を定める件（同七七七～七八〇）　八
○道路に関する件（関東地方整備局一七二）　八
○都市計画に関する件（同一七三）　八
○道路に関する件（中部地方整備局七六）　八
○道路に関する件（近畿地方整備局八四、八五）　九
○道路に関する件（九州地方整備局九四、九五）　九
○都市計画に関する件（北海道開発局六五～六七）　一〇
〔国会事項〕　一〇
〔皇室事項〕　一〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
特別支給手続開始決定関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一〇
会社その他　三〇

省　　令

○経済産業省令第五十六号

電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和四十五年法律第九十六号）第二十五条の規定に基づき、電気工事業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年七月三十一日

経済産業大臣　武藤　容治

電気工事業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

電気工事業の業務の適正化に関する法律施行規則（昭和四十五年通商産業省令第百三号）の一部を次のように改正する。

様式第十五及び様式第十六中「35㎝」を「25㎝」に、「40㎝」を「35㎝」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

法規的告示

○総務省告示第二百六十七号

次の団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第二項の規定により、令和七年六月三日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第三項の規定に基づき公表する。

令和七年七月三十一日

総務大臣　村上誠一郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
次世代独立国際研究所	鈴木麻理子	吉村　賢一	東京都世田谷区船橋七―一三―五
民衆政治党	川野　博基	川野　博基	香川県高松市三条町二九九―一二

○厚生労働省告示第二百十三号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の二第二項の規定により厚生労働大臣が定める一般用医薬品等（平成二十八年厚生労働省告示第百七十八号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年七月三十一日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の二第二項の規定により厚生労働大臣が定める一般用医薬品等は、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（第七十七号に掲げるベタメタゾン吉草酸エステル、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤については、ベトネベートクリームS及びベトネベートN軟膏ASを除く。）とする。 一～二十三　（略）	租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の二第二項の規定により厚生労働大臣が定める一般用医薬品等は、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（第七十六号に掲げるベタメタゾン吉草酸エステル、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤については、ベトネベートクリームS及びベトネベートN軟膏ASを除く。）とする。 一～二十三　（略）
二十四　オメプラゾール 二十五～九十一　（略） 九十二　ランソプラゾール 九十三～九十六　（略）	（新設） 二十四～九十　（略） （新設） 九十一～九十四　（略）

○厚生労働省告示第二百十四号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の二第五項の規定に基づき、租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第五項の規定により厚生労働大臣が定める一般用医薬品等（令和三年厚生労働省告示第二百五十三号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年七月三十一日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の二第五項の規定により厚生労働大臣が定める一般用医薬品等は、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（第七十九号に掲げるベタメタゾン吉草酸エステル、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤については、ベトネベートクリームS及びベトネベートN軟膏ASを除く。）とする。 一～二十四　（略）	租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の二第五項の規定により厚生労働大臣が定める一般用医薬品等は、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（第七十八号に掲げるベタメタゾン吉草酸エステル、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤については、ベトネベートクリームS及びベトネベートN軟膏ASを除く。）とする。 一～二十四　（略）
二十五～九十五　（略） 九十六　ランソプラゾール 九十七～百　（略）	（新設） 二十五～九十四　（略） （新設） 九十五～九十八　（略）

○厚生労働省告示第二百十五号

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）第一条の四第五項から第七項までの規定に基づき、令和七年八月一日以後の同条第五項に規定する自動変更対象額を次のとおり定め、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第一条の四第五項から第七項までの規定に基づき同条第五項に規定する自動変更対象額を定める件（令和六年厚生労働省告示第二百五十六号）は、令和七年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前の就職促進手当の日額の算定については、なお従前の例による。

令和七年七月三十一日

厚生労働大臣　福岡　資麿

一　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第一条の四第三項に規定する賃金日額の最低額　五千三百四十円

二　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第一条の四第三項の規定による就職促進手当の日額の算定に当たって、百分の八十から百分の五十までの範囲の率を乗ずる賃金日額の範囲となる額であって、同条第五項から第七項までの規定による変更後の額　五千三百四十円以上一万三千百四十円以下の額

○厚生労働省告示第二百十六号

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）第一条の四第九項の規定に基づき、令和七年八月一日以後の同条第八項に規定する控除額を千三百九十一円とし、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第一条の四第九項の規定に基づき同条第八項に規定する控除額を定める件（令和六年厚生労働省告示第二百五十七号）は、令和七年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に得た収入に係る控除額については、なお従前の例による。

令和七年七月三十一日　厚生労働大臣　福岡　資麿

その他告示

○国家公安委員会告示第二十六号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十三条第三項の規定により登録した一般社団法人日本セキュリティ協会から代表者の氏名の変更の届出があったので、同法第三十九条第二号の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年七月三十一日　国家公安委員会委員長　坂井　学

一　一般社団法人日本セキュリティ協会の代表者の氏名

(一)　変更前の代表者の氏名　蛭田　正則

(二)　変更後の代表者の氏名　横内　泉

二　変更の年月日　令和七年六月二十日

○金融庁告示第八十二号

金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第三十二号）の一部の施行に伴い、競売買の方法以外の方法による有価証券の売買等を定める件（平成十七年金融庁告示第五十三号）は、令和八年四月三十日をもって廃止する。

令和七年七月三十一日　金融庁長官　伊藤　豊

○金融庁告示第八十三号

金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和七年政令第二百四十七号）の施行に伴い、金融商品取引法施行令第六条の二第二項の規定に基づき、電子情報処理組織を指定する件（平成二十四年金融庁告示第七十五号）の一部を次のように改正し、令和八年五月一日から適用する。

令和七年七月三十一日　金融庁長官　伊藤　豊

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第七条第五項第二号の規定に基づき、金融庁長官の指定する電子情報処理組織を次のように定める。 ［一～四　略］ 金融商品取引法施行令第七条第五項第二号に規定する金融庁長官の指定する電子情報処理組織は、次に掲げるものとする。 ［一～四　同上］	金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第六条の二第二項第二号の規定に基づき、金融庁長官の指定する電子情報処理組織を次のように定め、公布の日から適用する。 金融商品取引法施行令第六条の二第二項第二号に規定する金融庁長官の指定する電子情報処理組織は、次に掲げるものとする。 ［一～四　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○金融庁告示第八十四号

金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和七年政令第二百四十七号）の施行に伴い、金融商品取引法施行令第六条の二第二項第三号の規定に基づき、金融庁長官が指定する外国金融商品市場を定める件（平成三十一年金融庁告示第三十一号）の一部を次のように改正し、令和八年五月一日から適用する。

令和七年七月三十一日　金融庁長官　伊藤　豊

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第七条第五項第三号の規定に基づき、金融庁長官が指定する外国金融商品市場を次のように定める。	金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第六条の二第二項第三号の規定に基づき、金融庁長官が指定する外国金融商品市場を次のように定め、平成三十一年四月二十九日から適用する。

○デジタル庁告示第九号

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第十条の規定に基づき、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を次のように定める。

令和七年七月三十一日　内閣総理大臣　石破　茂

一　令和七年度北海道釧路市住民税均等割のみ課税世帯支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度釧路市一般会計補正予算における、北海道釧路市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

二　令和七年度北海道釧路市住民税均等割のみ課税世帯子ども加算給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度釧路市一般会計補正予算における、北海道釧路市から、低所得である子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

三　令和七年度東京都江戸川区熱中症・物価高騰対策給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度江戸川区一般会計補正予算における、東京都江戸川区から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

四　令和七年度京都府八幡市定額減税補足給付金（不足額給付）（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度八幡市一般会計当初予算における、京都府八幡市から、地域住民を支援する観点から支給される給付をいう。）

五　令和七年度鹿児島県出水市高齢者物価高騰対策給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度出水市一般会計補正予算における、鹿児島県出水市から、高齢者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

附　則

この告示は、公布の日から適用する。

○デジタル庁・総務省告示第二十三号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）第七十四条の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を次のように定める。

令和七年七月三十一日　内閣総理大臣　石破　茂

総務大臣　村上誠一郎

一　令和七年度北海道釧路市住民税均等割のみ課税世帯支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度釧路市一般会計補正予算における、北海道釧路市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による入所等の措置の実施に関する情報、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）による入所等の措置の実施に関する情報、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）による入所等の措置の実施に関する情報及び老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）による福祉の実施に関する情報をいう。以下同じ。）、生活保護関係情報（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の実施に関する情報をいう。以下同じ。）、地方税関係情報（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報をいう。以下同じ。）、公的給付支給等口座登録簿関係情報（公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第三項第一号から第三号までに掲げる事項をいう。以下同じ。）、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）（物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和五年法律第八十一号）第二条第一号に規定する物価高騰対策給付金をいう。以下同じ。）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第二号）（物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則（令和五年内閣府・総務省・財務省令第一号）第二条第一号イ、ロ及びヘ並びに同条第二号イに掲げる世帯、同条第二号ロ及び同条第三号イ⑴に掲げる世帯（同条第一号イ、ロ及びヘ並びに同条第二号イに掲げる世帯に限る。）並びに同条第三号イ⑵に掲げる世帯その他これに準ずる世帯に対し給付金を支給することを目的として国が交付する交付金を財源として市町村（特別区を含む。以下同じ。）から支給される給付金であって、同令第一条各号に掲げるものをいう。以下同じ。）の支給に関する情報、令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）（同令第二条第一号ハからホまでに掲げる個人又は世帯、同条第二号ロ及び同条第三号イ⑴に掲げる個人又は世帯（同条第二号ハからホまでに掲げる個人又は世帯に限る。）並びに同条第三号ロ及びハに掲げる個人又は世帯その他これに準ずる個人又は世帯に対し給付金を支給することを目的として国が交付する交付金を財源として市町村から支給される給付金であって、同令第一条各号に掲げるものをいう。以下同じ。）の支給に関する情報及び令和六年度物価高騰対策給付金（第二号）（同令第二条第三号イ⑶に掲げる世帯その他これに準ずる世帯に対し給付金を支給することを目的として国が交付する交付金を財源として市町村から支給される給付金であって、同令第一条第三号に掲げるものをいう。以下同じ。）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

二　令和七年度北海道釧路市住民税均等割のみ課税世帯子ども加算給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度釧路市一般会計補正予算における、北海道釧路市から、低所得である子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報、令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報及び令和六年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

三　令和七年度東京都江戸川区熱中症・物価高騰対策給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度江戸川区一般会計補正予算における、東京都江戸川区から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、生活保護関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報、令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報及び令和六年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

四　令和七年度京都府八幡市定額減税補足給付金（不足額給付）（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度八幡市一般会計当初予算における、京都府八幡市から、地域住民を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報（児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給に関する情報をいう。）、特別児童扶養手当関係情報（特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報をいう。）、児童手当関係情報（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当及び旧特例給付（子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十二条の規定による改正前の児童手当法附則第二条第一項の給付をいう。）の支給に関する情報をいう。）、令和二年度特別定額給付金等（令和二年度特別定額給付金等に係る差押禁止等に関する法律（令和二年法律第二十七号）第三項に規定する令和二年度特別定額給付金等をいう。）の支給に関する情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和三年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金（令和三年度子育て世帯等臨時特別給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和三年法律第八十五号）第三項第二号に掲げる給付金をいう。）の支給に関する情報、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（令和四年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和四年法律第七十九号）第一条に規定する令和四年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金をいう。）の支給に関する情報、令和四年度京都府八幡市家計支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和四年度八幡市一般会計補正予算における、京都府八幡市から、低所得世帯を支援する観点から支給される給付金をいう。）の支給に係る情報、令和五年度京都府八幡市低所得世帯物価高騰対策支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和五年度八幡市一般会計補正予算における、京都府八幡市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報、令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報及び令和六年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

五　令和七年度鹿児島県出水市高齢者物価高騰対策給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度出水市一般会計補正予算における、鹿児島県出水市から、高齢者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（公的給付支給等口座登録簿関係情報、地方税の振替口座情報（地方税を口座振替により納付する場合又は還付する場合に利用する口座情報をいう。）、令和五年度子育て世帯生活支援特別給付金（令和五年三月予備費使用及び令和五年度予算に係る子育て関連給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和五年法律第四十二号）第一条第二項に規定する令和五年三月予備費使用に係る子育て世帯生活支援特別給付金をいう。）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報、令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報及び令和六年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

附　則

この告示は、公布の日から適用する。

○総務デジタル庁省告示第二十四号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第百六十二条の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を次のように定める。

令和七年七月三十一日

内閣総理大臣　石破　茂

総務大臣　村上誠一郎

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。

事務	情報
一　令和七年度北海道釧路市住民税均等割の課税世帯（令和七年度釧路市子ども・子育て世帯支援給付金（原油価格・物価高騰等対応）の支給に関する事務）	令和七年度北海道釧路市住民税均等割の課税世帯（令和七年度釧路市子ども・子育て世帯支援給付金（原油価格・物価高騰等対応）の支給に関する事務）の支給要件の該当性を判定するために利用する情報として、

五　令和七年度鹿児島県出水市高齢者物価高騰対策給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度出水市一般会計補正予算における、鹿児島県出水市から、高齢者世帯を支援する観点から支給される給付金をいう。）の支給要件の該当性を判定するために必要がある公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する事務

令和七年度鹿児島県出水市高齢者物価高騰対策給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度出水市一般会計補正予算における、鹿児島県出水市から、高齢者世帯を支援する観点から支給される給付金をいう。）の支給要件の該当性を判定するために必要がある公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する事務

附　則

この告示は、公布の日から適用する。

○外務省告示第二百八十一号

昭和四十年四月九日にロンドンで作成された「千九百六十五年の国際海上交通の簡易化に関する条約」の附属書の一部は、同条約第七条の規定に従い、次のように改正され、その改正は、同条の規定に従い、令和七年一月一日に効力を生じた。

（令和六年七月十日付け国際海事機関事務局長回章）

令和七年七月三十一日　　外務大臣　岩屋　毅

勧告規定7.11を次のように改める。

7.11　勧告規定

締約国政府は、不正な活動と戦う必要性を考慮し、海運業と緊密に協力しつつ、この附属書に定める簡易化の要件に基づき海上輸送に関する国の簡易化計画を作成することを検討すべきであり、並びに当該簡易化計画が不必要な障害及び遅滞を除去することにより船舶、貨物、乗組員、旅客、郵便物及び船用品の移動を簡易化するための全ての実際的な措置をとることを目的とするものとなるよう確保すべきである。

○財務省・厚生労働省・農林水産省告示第一号

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和二年財務省・厚生労働省・農林水産省令第一号）第四条第一号の規定に基づき、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第十五条第一項、第十六条第一項及び第十七条第一項の主務大臣が定める輸出先国を定める件（令和四年財務省・厚生労働省・農林水産省告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和七年七月三十一日

財務大臣　加藤　勝信
厚生労働大臣　福岡　資麿
農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（都道府県知事等が輸出証明書を発行する輸出先国） **第一条**　農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（以下「主務省令」という。）第四条第一号の農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（以下「法」という。）第十五条第一項の主務大臣が定める輸出先国は、次の各号に掲げる農林水産物又は食品の種類に応じ、当該各号に定める輸出先国とする。 一　畜産物　アメリカ合衆国、アラブ首長国連邦、アルゼンチン、アルメニア、インドネシア、ウルグアイ、英国、欧州連合の構成国、オーストラリア、カザフスタン、カタール、カナダ、キルギス、クウェート、サウジアラビア、シンガポール、スイス、タイ、台湾、中華人民共和国、ニュージーランド、ノルウェー、バーレーン、フィリピン、ブラジル、ベトナム、ベラルーシ、香港、マカオ、マレーシア、ミャンマー、メキシコ、リヒテンシュタイン又はロシア 二　水産物　アメリカ合衆国、アルゼンチン、アラブ首長国連邦、イスラエル、インド、インドネシア、ウクライナ、英国、欧州連合の構成国、カタール、カナダ、カンボジア、スイス、スリランカ、シンガポール、タイ、大韓民国、台湾、中華人民共和国、トルコ、ナイジェリア、ナミビア、ニュージーランド、ノルウェー、フィリピン、仏領ポリネシア、ブラジル、ブルネイダルサラーム、ベトナム、ペルー、香港、マカオ、マレーシア、南アフリカ共和国、ミャンマー、メキシコ、モーリシャス、モロッコ、ラオス又はロシア ２・３　（略）	（都道府県知事等が輸出証明書を発行する輸出先国） **第一条**　農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（以下「主務省令」という。）第四条第一号の農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（以下「法」という。）第十五条第一項の主務大臣が定める輸出先国は、次の各号に掲げる農林水産物又は食品の種類に応じ、当該各号に定める輸出先国とする。 一　畜産物　アメリカ合衆国、アラブ首長国連邦、アルゼンチン、アルメニア、インドネシア、ウルグアイ、英国、欧州連合の構成国、オーストラリア、カザフスタン、カタール、カナダ、キルギス、サウジアラビア、シンガポール、スイス、タイ、台湾、中華人民共和国、ニュージーランド、ノルウェー、バーレーン、フィリピン、ブラジル、ベトナム、ベラルーシ、香港、マカオ、マレーシア、ミャンマー、メキシコ、リヒテンシュタイン又はロシア 二　水産物　アメリカ合衆国、アルゼンチン、アラブ首長国連邦、イスラエル、インド、インドネシア、ウクライナ、英国、欧州連合の構成国、カタール、カナダ、カンボジア、スイス、スリランカ、シンガポール、タイ、大韓民国、台湾、中華人民共和国、トルコ、ナイジェリア、ニュージーランド、ノルウェー、フィリピン、仏領ポリネシア、ブラジル、ブルネイダルサラーム、ベトナム、ペルー、香港、マレーシア、南アフリカ共和国、ミャンマー、メキシコ、モーリシャス又はモロッコ ２・３　（略）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○厚生労働省・経済産業省・環境省告示第六号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第四条第一項の規定に基づき、同項第四号に該当するものであると判定した新規化学物質として厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が公示する化学物質の名称の一部を次のように改正したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

令和七年七月三十一日

厚生労働大臣　福岡　資麿
経済産業大臣　武藤　容治
環境大臣　浅尾慶一郎

通し番号１３０８の項を次のように改める。

1308　1，3，5―トリクロロベンゼン

○国土交通省告示第七百七十二号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年七月三十一日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年七月三十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

路線名	供用開始の区間
九州縦貫自動車道	鹿児島県鹿児島市大字植木一三五四番一地内
宮崎線	直方市

○国土交通省告示第七百七十三号

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第十三条第一項の職業転換給付金の支給基準に関する省令（昭和五十一年運輸省令第二十五号）第四条第三項の規定に基づき、国土交通大臣が定める算定方法を次のように定め、令和七年八月一日から適用し、令和六年国土交通省告示第千四十六号（漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第十三条第一項の職業転換給付金の支給基準に関する省令第四条第三項の規定に基づき、国土交通大臣が定める算定方法を定める件）は、令和七年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に係る就職促進手当の日額の算定については、なお従前の例による。

令和七年七月三十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第十三条第一項の職業転換給付金の支給基準に関する省令第四条第三項に基づき、国土交通大臣が定める算定方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をもって同項に規定する算定方法とする。

一　省令第四条第三項の規定により算定された賃金日額（以下単に「賃金日額」という。）が三千十四円未満の場合　三千十四円に百分の八十を乗じて得た額

二　賃金日額が三千十四円以上五千三百四十円未満の場合　賃金日額に百分の八十を乗じて得た額

三　賃金日額が五千三百四十円以上の場合　イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額（ただし、当該額が五千八百二十円を超えるときは、その額とする。）

イ　賃金日額に百分の八十を乗じて得た額

ロ　賃金日額に(i)に掲げる率に(ii)に掲げる率を乗じて得た額

(i)　百分の三十

(ii)　賃金日額から五千三百四十円を減じた額（ただし、当該額が七千八百円を超えるときは、その額とする。）を七千八百円で除して得た率

○国土交通省告示第七百七十四号

船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則（昭和五十二年運輸省令第三十九号）第十一条第二項の規定に基づき、国土交通大臣が定める算定方法を次のように定め、令和七年八月一日から適用し、令和六年国土交通省告示第千四十七号（船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則第十一条第二項の規定に基づき、国土交通大臣が定める算定方法を定める件）は、令和七年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に係る訓練待期手当及び就職促進手当の日額の算定については、なお従前の例による。

令和七年七月三十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則第十一条第二項に基づき、国土交通大臣が定める算定方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をもって同項に規定する算定額とする方法とする。

一　規則第十一条第二項の規定により算定された賃金日額（以下単に「賃金日額」という。）が三千十四円未満の場合　三千十四円に百分の八十を乗じて得た額

二　賃金日額が三千十四円以上五千三百四十円未満の場合　賃金日額に百分の八十を乗じて得た額

三　賃金日額が五千三百四十円以上の場合　イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額（ただし、当該額が五千八百二十円を超えるときは、その額とする。）

イ　賃金日額に百分の八十を乗じて得た額

ロ　賃金日額に(i)に掲げる率に(ii)に掲げる率を乗じて得た率を乗じて得た額

(i)　百分の三十

(ii)　賃金日額から五千三百四十円を減じた額（ただし、当該額が七千八百円を超えるときは、その額とする。）を七千八百円で除して得た率

○国土交通省告示第七百七十五号

船員の雇用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二年運輸省令第二十六号）第七条第二項の規定に基づき、国土交通大臣が定める算定方法を次のように定め、令和七年八月一日から適用し、令和六年国土交通省告示第千四十八号（船員の雇用の促進に関する特別措置法施行規則第七条第二項の規定に基づき、国土交通大臣が定める算定方法を定める件）は、令和七年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に係る訓練待期手当及び就職促進手当の日額の算定については、なお従前の例による。

令和七年七月三十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

船員の雇用の促進に関する特別措置法施行規則第七条第二項に基づき、国土交通大臣が定める算定方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をもって同項に規定する算定額とする方法とする。

一　規則第七条第二項の規定により算定された賃金日額（以下単に「賃金日額」という。）が三千十四円未満の場合　三千十四円に百分の八十を乗じて得た額

二　賃金日額が三千十四円以上五千三百四十円未満の場合　賃金日額に百分の八十を乗じて得た額

三　賃金日額が五千三百四十円以上の場合　イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額（ただし、当該額が五千八百二十円を超えるときは、その額とする。）

イ　賃金日額に百分の八十を乗じて得た額

ロ　賃金日額に(i)に掲げる率に(ii)に掲げる率を乗じて得た率を乗じて得た額

(i)　百分の三十

(ii)　賃金日額から五千三百四十円を減じた額（ただし、当該額が七千八百円を超えるときは、その額とする。）を七千八百円で除して得た率

○国土交通省告示第七百七十六号

船員となろうとする者に関する本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等離職者の再就職の促進に関する省令（昭和五十六年運輸省令第四十九号）第九条第二項の規定に基づき、国土交通大臣が定める算定方法を次のように定め、令和七年八月一日から適用し、令和六年国土交通省告示第千四十九号（船員となろうとする者に関する本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等離職者の再就職の促進に関する省令第九条第二項の規定に基づき、国土交通大臣が定める算定方法を定める件）は、令和七年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に係る訓練待期手当及び就職促進手当の日額の算定については、なお従前の例による。

令和七年七月三十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

船員となろうとする者に関する本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等離職者の再就職の促進に関する省令第九条第二項に基づき、国土交通大臣が定める算定方法は、次の各号に定める額をもって同項に規定する算定額とする方法とする。

一　省令第九条第二項の規定により算定された賃金日額（以下単に「賃金日額」という。）が三千十四円未満の場合　三千十四円に百分の八十を乗じて得た額

二　賃金日額が三千十四円以上五千三百四十円未満の場合　賃金日額に百分の八十を乗じて得た額
三　賃金日額が五千三百四十円以上の場合　イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額（ただし、当該額が五千八百二十円を超えるときは、その額とする。）
イ　賃金日額に百分の八十を乗じて得た額
ロ　賃金日額に(i)に掲げる率に(ii)に掲げる率を乗じて得た額
(i)　百分の三十
(ii)　賃金日額から五千三百四十円を減じた額（ただし、当該額が七千八百円を超えるときは、その額とする。）を七千八百円で除して得た率

○国土交通省告示第七百七十七号

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第十三条第一項の職業転換給付金の支給基準に関する省令（昭和五十一年運輸省令第二十五号）第十条第二項の規定に基づき、就職促進手当の日額の算定に当たり、収入の一日分に相当する額から控除する額（以下「控除額」という。）を千三百九十一円とし、令和七年八月一日以後に自己の労働によって収入を得た場合について適用し、令和六年国土交通省告示第千五十号（漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第十三条第一項の職業転換給付金の支給基準に関する省令第十条第二項の規定に基づき、就職促進手当の日額の算定に当たり、収入の一日分に相当する額から控除する額を定める件）は、令和七年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に係る控除額については、なお従前の例による。

令和七年七月三十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

○国土交通省告示第七百七十八号

船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則（昭和五十二年運輸省令第三十九号）第十八条第二項の規定に基づき、訓練待期手当又は就職促進手当の日額の算定に当たり、収入の一日分に相当する額から控除する額（以下「控除額」という。）を千三百九十一円とし、令和七年八月一日以後に自己の労働によって収入を得た場合について適用し、令和六年国土交通省告示第千五十一号（船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則第十八条第二項の規定に基づき、訓練待期手当又は就職促進手当の日額の算定に当たり、収入の一日分に相当する額から控除する額を定める件）は、令和七年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に係る控除額については、なお従前の例による。

令和七年七月三十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

○国土交通省告示第七百七十九号

船員の雇用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二年運輸省令第二十六号）第十三条第三項の規定に基づき、訓練待期手当又は就職促進手当の日額の算定に当たり、収入の一日分に相当する額から控除する額（以下「控除額」という。）を千三百九十一円とし、令和七年八月一日以後に自己の労働によって収入を得た場合について適用し、令和六年国土交通省告示第千五十二号（船員の雇用の促進に関する特別措置法施行規則第十三条第三項の規定に基づき、訓練待期手当又は就職促進手当の日額の算定に当たり、収入の一日分に相当する額から控除する額を定める件）は、令和七年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に係る控除額については、なお従前の例による。

令和七年七月三十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

○国土交通省告示第七百八十号

船員となろうとする者に関する本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等離職者の再就職の促進に関する省令（昭和五十六年運輸省令第四十九号）第十六条第二項の規定に基づき、訓練待期手当又は就職促進手当の日額の算定に当たり、収入の一日分に相当する額から控除する額（以下「控除額」という。）を千三百九十一円とし、令和七年八月一日以後に自己の労働によって収入を得た場合について適用し、令和六年国土交通省告示第千五十三号（船員となろうとする者に関する本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等離職者の再就職の促進に関する省令第十六条第二項の規定に基づき、訓練待期手当又は就職促進手当の日額の算定に当たり、収入の一日分に相当する額から控除する額を定める件）は、令和七年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に係る控除額については、なお従前の例による。

令和七年七月三十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

○関東地方整備局告示第百七十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月三十一日

関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百六十八号	久喜市菖蒲町下栢間字下在来八六〇番一から同市菖蒲町下栢間字下在来八五九番一まで	関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

供用開始の期日　令和七年七月三十一日

○関東地方整備局告示第百七十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年七月三十一日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　長野県
二　都市計画事業の種類及び名称　安曇野都市計画道路事業三・六・二十三号松本糸魚川連絡道路穂高明科線
三　事業施行期間　自令和七年七月三十一日至令和十六年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　長野県安曇野市豊科光、明科光、明科中川手及び穂高北穂高地内
使用の部分　長野県安曇野市豊科光、明科中川手及び穂高北穂高地内

○中部地方整備局告示第七十六号

次のように道路の区域を決定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月三十一日

中部地方整備局長　森本　輝

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四十一号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
下呂市三ツ淵字倉谷一二七番一から同市三ツ淵字倉谷一二六番一まで	前	一八・一七～二三・九〇メートル	○○・○六二キロメートル
	後	二〇・三一～二六・一三	○○・○六二
高山市久々野町長淀字曲り洞四七六番から同市久々野町木賊洞字南ヶ洞三七五番一まで	前	二一・六八～四二・一〇	○○・二一○
	後	二一・六八～四二・一〇	○○・二一○
高山市久々野町引下字船渡谷三四八番三から同市久々野町引下字クルミノ内三三二番一まで	前	一七・五五～二四・六五	○○・○○九
	後	一七・五五～三〇・七〇	○○・○○九
飛騨市神岡町東漆山字大平見山三八九番地二地内	前	三三・三三～九三・三八	○○・○八九
	後	三三・三三～九三・三八	○○・○八九
飛騨市神岡町東茂住字赤谷一番一地内	前	二〇・二〇～六三・〇二	○○・二五○
	後	二〇・二〇～六三・〇二	○○・二五○

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局高山国道事務所

○近畿地方整備局告示第八十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月三十一日　近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百七十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
西宮市生瀬町一丁目七七二番地内	前	三五・二〇～三五・二九メートル	〇・〇一〇キロメートル
	後	三五・二〇～三五・二九メートル	〇・〇一〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

○近畿地方整備局告示第八十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月三十一日　近畿地方整備局長　齋藤　博之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百七十六号	西宮市生瀬町一丁目一四一七番四から同市生瀬町一丁目七八一番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

供用開始の期日　令和七年七月三十一日

○九州地方整備局告示第九十四号

次のように沿道区域を指定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月三十一日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　三十四号

三　沿道区域

区間	沿道区域の最大幅員	延長	道路法第四十四条第三項の規定による措置の対象
大村市西大村本町三三〇番四から同市玖島一丁目六一番まで	八・九〇メートル	三・七〇〇キロメートル	電柱

四　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

○九州地方整備局告示第九十五号

令和七年八月一日付けで、次のように届出対象区域を指定するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条の二第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月三十一日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

届出対象区域の存する土地の所在地（沿道区域の存する土地の所在地）	届出対象区域に接続する道路の路線名	工作物
大村市西大村本町三三〇番四から同市玖島一丁目六一番まで（大村市西大村本町三三〇番四から同市玖島一丁目六一番まで）	一般国道三十四号	電柱

図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

○北海道開発局告示第六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年七月三十一日　北海道開発局長　遠藤　達哉

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　釧路圏都市計画道路事業三・三・二十六号愛国北園通

三　事業施行期間　自令和六年五月二日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　令和六年北海道開発局告示第三十八号の事業地のうち北海道釧路市愛国西四丁目、愛国及び昭和地内において事業地を変更する。

使用の部分　なし

○北海道開発局告示第六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年七月三十一日　北海道開発局長　遠藤　達哉

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　札幌圏都市計画道路事業三・三・三百十一号対雁中通、三・二・三百二号角山通及び三・三・三百八号五丁目通

三　事業施行期間　自令和七年七月三十一日至令和十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　北海道江別市工栄町及び角山地内

使用の部分　なし

○北海道開発局告示第六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年七月三十一日　北海道開発局長　遠藤　達哉

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　新ひだか町都市計画道路事業三・四・三号ときわ通及び三・四・七号青柳柏台通

三　事業施行期間　自令和七年七月三十一日至令和十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　北海道日高郡新ひだか町静内こうせい町一丁目、静内こうせい町二丁目、静内御幸町四丁目、静内御幸町五丁目、静内御幸町六丁目、静内ときわ町一丁目、静内ときわ町二丁目地内

使用の部分　なし

国会事項

衆議院

報告書受領

七月二十九日内閣から次の報告書を受領した。

国民生活安定緊急措置法第二十八条の規定に基づく令和七年一月一日から同年六月三十日までの間における同法の施行状況報告書

参議院

副議長任期満了

七月二十八日をもって副議長長浜博行は議員任期満了となった。

常任委員長任期満了

七月二十八日をもって次の常任委員長は議員任期満了となった。

内閣委員長	和田　政宗
法務委員長	若松　謙維
外交防衛委員長	滝沢　求
財政金融委員長	三宅　伸吾
文教科学委員長	堂故　茂
厚生労働委員長	柘植　芳文
農林水産委員長	舞立　昇治
経済産業委員長	牧山ひろえ
議院運営委員長	牧野たかお
懲罰委員長	勝部　賢志

報告書受領

七月二十九日内閣から、国民生活安定緊急措置法第二十八条の規定に基づく令和七年一月一日から同年六月三十日までの間における同法の施行状況報告書を受領した。

国立国会図書館

辞令

伊藤　真	江草　貞治
大屋　雄裕	奥邨　弘司
近藤　敏貴	柴野　京子
仲俣　暁生	中村　史郎
巻　美矢紀	宮原　博昭
山崎　隆広	
大場　博幸	
小野寺　優	
田村　善之	
野口貴公美	
村松　俊亮	

納本制度審議会委員を委嘱する（各通）（七月一日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、モロッコ国王陛下の御即位記念日につき、七月二十九日御祝電を発せられた。

公告

諸事項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

失踪宣告取消

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

破産債権の届出期間及び一般調査期間

書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第３号

千葉県成田市飯仲45番地
清算株式会社　株式会社ガイア
代表清算人　吉田　　薫

１　決定年月日　令和７年７月17日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

千葉地方裁判所佐倉支部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第２０３０号

東京都文京区本駒込２丁目10番４号四季ビル千石１階
清算株式会社　水野エムアンドエム株式会社

１　決定年月日　令和７年７月15日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。

東京地方裁判所民事第20部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２０２０号

東京都千代田区大手町２丁目３番２号
清算株式会社　ライフタイムコンサルティング株式会社
代表清算人　西村　謙三

１　決定年月日　令和７年７月15日
２　主文　次の協定を認可する。

協定

１　清算株式会社は、協定債権者（以下「本件協定債権者」という。）に対し、令和７年８月末日から１か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。
２　前項の弁済は、本件協定債権者の指定する金融機関の口座に振込送金する方法で支払う。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
３　本件協定債権者は、第１項の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、協定債権の総額から弁済額を控除した残額について、その債務を全部免除する。
４　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。この場合において、本件協定債権者が第３項により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度において効力を失うものとする。
５　特別清算開始決定日以降、協定債権の全部又は一部について債権の移転があった場合においても、変更前の協定債権者とその有する協定債権の額を基準に本協定条項を適用するものとする。

以上

東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生計画取消

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
　掲載の日付　令和六年十一月二十五日
　掲載頁　四十七頁（号外第二七三号）

（乙）掲載　官報
　掲載の日付　令和七年七月十八日
　掲載頁　八十六頁（号外第一六六号）

令和七年七月三十一日

札幌市中央区南八条西六丁目一〇三六番地
（甲）株式会社いちたかガスワン
　代表取締役　佐藤　勝治

北海道千歳市清流二丁目六番四号
（乙）日本共同サービス株式会社
　代表取締役　脇坂　一哉

合併公告

左記会社は合併して甲は乙・丙の権利義務全部を承継して存続し乙・丙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
　掲載の日付　令和七年七月十一日
　掲載頁　六頁

（乙）掲載紙　官報
　掲載の日付　令和七年七月十四日
　掲載頁　一一四頁（号外第一六一号）

（丙）掲載紙　官報
　掲載の日付　令和七年七月十四日
　掲載頁　一一四頁（号外第一六一号）

令和七年七月三十一日

東京都港区新橋五丁目七番一二号
（甲）シュアラスターホールディングス
　株式会社
　代表取締役　髙間　一成

東京都港区新橋五丁目七番一二号
（乙）シュアラスター株式会社
　代表取締役　髙間　一成

東京都港区新橋五丁目七番一二号
（丙）ケミカルビル株式会社
　代表取締役　髙間　一成

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

両社の株主の承認決議は令和七年七月十五日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://k.secure.freee.co.jp/companies/210810/announces

（乙）https://k.secure.freee.co.jp/companies/988020/announces

令和七年七月三十一日

東京都江東区有明三丁目七番二六号有明フロンティアビルB棟九階
（甲）株式会社BASARAN
　代表取締役　塩田　弘

群馬県藤岡市浄法寺一一六八―七
（乙）WICREAD株式会社
　代表取締役　櫻井　桃子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）確定した最終事業年度はありません。

令和七年七月三十一日

東京都港区六本木一丁目三番五〇号

（甲）株式会社Abito

代表取締役社長　二神　亮介

東京都港区六本木一丁目三番五〇号

（乙）株式会社FUNDiT Media Mergers

代表取締役社長　山田　高寛

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十四日

掲載頁　七十三頁（号外第一四一号）

令和七年七月三十一日

川崎市川崎区田辺新田一番一号

（甲）富士電機株式会社

代表取締役　北澤　通宏

三重県いなべ市大安町高柳四〇〇番地の一

（乙）株式会社高柳富士

代表取締役　浅井　啓次

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、甲は乙のオルタナティブ資産に係る運用関連業務の一部に関して有する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十日

掲載頁　五十頁（号外第一五九号）

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年七月三十一日

東京都港区芝三丁目三三番一号

（甲）三井住友トラスト・インベストメント株式会社

取締役社長　吉田　憲正

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

（乙）三井住友信託銀行株式会社

取締役社長　大山　一也

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の積雪深自動モニタリング（ＹＵＫＩＭＩ）事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://momo-ltd.com/balance-sheet

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

令和七年七月三十一日

神戸市中央区海岸通三―一―一四大島ビル三三号室

（甲）株式会社Ｍｏｍｏ

代表取締役　大津　真人

東京都中野区本町一丁目三二番二号

（乙）アクセルマーク株式会社

代表取締役　松川　裕史

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月三十一日

埼玉県坂戸市大字栄三二三番地一

ダンケ合同会社

代表社員　野田　拓郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月三十一日

千葉県鎌ケ谷市南鎌ケ谷一丁目一〇番一四号

合同会社フジワラプルート

代表社員　株式会社ヒノデコーポレーション

職務執行者　山岸　順彦

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月三十一日

東京都港区白金四丁目一三番一〇―二〇一号

合同会社舞菊

代表社員　菊井　毅

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月三十一日

東京都千代田区神田三崎町三丁目三番四号

巴ビル二〇一号室　リレイズ合同会社

代表社員　杉本　怜

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月三十一日

東京都渋谷区恵比寿西二丁目八番四号ＥＸ恵比寿西ビル五階　カミーズ合同会社

代表社員　寺久保瑞穂

組織変更公告

当法人は、労働者協同組合に組織変更することにいたしましたので公告します。

組織変更後の名称は、労働者協同組合ワーカーズ・コレクティブ蒲公英とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月三十一日

山梨県北杜市長坂町大八田字道添三九一三番

特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブ蒲公英　代表理事　上野しのぶ

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月三十一日

大阪市西区北堀江一丁目一六―二五ＹＳＳ三Ｆ

合同会社ＨＡＲＩＹＡ

代表社員　十川　直幸

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月三十一日

大阪市西区西本町一丁目七番二〇号

大阪ケイエスグループ合同会社

代表社員　近久　滉祐

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号はＺＫＺＡ　ＴＲＡＤＩＮＧ株式会社とします。

効力発生日は令和七年九月八日であり、当社の総社員の同意の取得は令和七年七月二十二日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月三十一日

兵庫県三木市別所町花尻字道付野六五二番

ＺＫＺＡ　ＴＲＡＤＩＮＧ合同会社

代表社員　アブデルワリ

効力発生日変更公告

当社は、令和七年八月一日予定の吸収合併の効力発生日を令和七年十月一日に変更いたしましたので公告します。

令和七年七月三十一日

東京都豊島区駒込一丁目四三番一四号

有限会社ナゴヤ商会

取締役　堀江　将仁

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年九月二日であり、株主総会の決議は令和七年六月三十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月二十四日

掲載頁　二二二頁（号外第一六九号）

令和七年七月三十一日

岩手県遠野市青笹町糠前二八地割六一番地三

いわて遠野物産株式会社

代表取締役　小笠原康友

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億九千九百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年十一月二十六日

掲載頁　四十二頁（号外第二七四号）

令和七年七月三十一日

東京都千代田区外神田二丁目一四番一〇号

ジャパンメディアシステム株式会社

代表取締役　中野　慎二

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四十三億五千万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.ntte-asia.co.jp/company/electronic_public_notice.html

令和七年七月三十一日

東京都新宿区西新宿三丁目一九番二号

ＮＴＴイーアジア株式会社

代表取締役社長　長江　靖行

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月三十一日

福島県いわき市四倉町細谷字大町五三番地の一

四倉自工株式会社

代表取締役　鈴木　勝

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月三十一日

長野県安曇野市穂高有明九九七三番地一

ヒルデブランド株式会社

代表取締役　印出　晃

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月三十一日

大阪府東大阪市南上小阪一二番三〇号

太平物産株式会社

代表取締役　岩田　理恵

吸収分割及び合併公告

左記の甲と乙は吸収分割し、甲は乙の昇降機保守部門の権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

同日付で乙と丙は合併し、丙は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

吸収分割及び合併の効力発生日は令和七年十月一日を予定しております。

この吸収分割及び合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.mdenshi.jp/hmb02/

（乙）http://www.mdenshi.jp/tba01/

（丙）http://www.mdenshi.jp/red04/

令和七年七月三十一日

東京都港区芝浦四丁目一六番三六号

（甲）東日本ビルテクノサービス株式会社

代表取締役　鍛冶　史朗

東京都千代田区有楽町一丁目九番四号

（乙）トーコービルシステム株式会社

代表取締役　梅本　浩二

東京都新宿区市谷砂土原町二丁目四番地

（丙）菱電エレベータ施設株式会社

代表取締役　林　良春

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金十七億二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月十三日

掲載頁　七十六頁（号外第五十号）

令和七年七月三十一日

東京都中央区銀座一丁目六番一一号土志田ビルディング三Ｆ

ＤＨ－ＣＲＵＸ　Ｊａｐａｎ特定目的会社

取締役　中村　武

訂正公告

令和七年七月九日（号外第一五七号）掲載の第六十五期決算公告（枠組）中、「代表取締役　田村　敏明」とあるは、「代表取締役　菅野　文雄」の誤りにつき訂正致します。

令和七年七月三十一日

栃木県下都賀郡野木町野木一四八番地

東邦樹脂工業株式会社

代表取締役　菅野　文雄

訂正公告

令和七年六月二十五日（号外第一四三号）掲載の左記会社に係る合併公告中、乙の住所「名古屋市西区名駅三丁目九番三五号」とあるは「東京都豊島区駒込一丁目四三番一四号」の誤りにつき訂正します。なお、この合併に対し異議のある債権者は、本訂正公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月三十一日

東京都豊島区駒込一丁目四三番一四号

（甲）株式会社アイ・アンド・ピー

代表取締役　安藤　圭次

東京都豊島区駒込一丁目四三番一四号

（乙）有限会社ナゴヤ商会

取締役　堀江　将仁